



小学校での交通安全教室

ふじみ野市
交通安全への
取り組み

街頭活動



交通指導員の立哨



中学校でのスケアード・ストレイト教育技法(スタントマンによる事故再現)

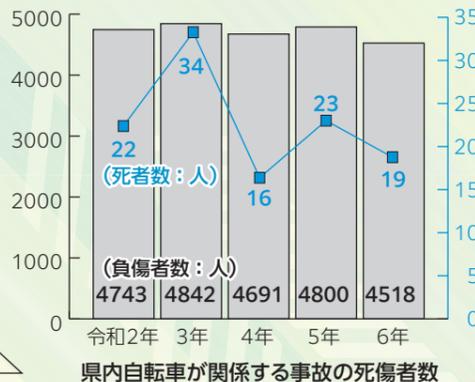
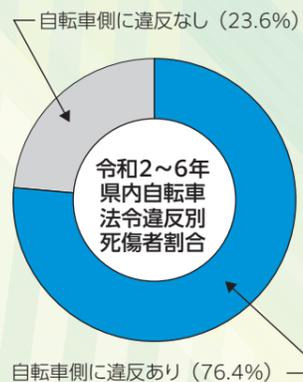
4月1日から自転車の反則金制度が始まります

自転車マナーの向上が

つくる街の安全



問 道路課(TEL 049・257・5221)



青切符制度は、近年の自転車の交通違反の検挙件数の増加を受け、これらを簡易迅速に処理し、実効性のある責任追及を可能とし、自転車関連事故の抑止を目的に導入されます。

制度の導入により検挙後の手続きは大きく変わりますが、自転車の基本的な交通ルールや、交通違反の指導取り締まりの考え方は変わりません。

さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反があります。これまで自転車の交通違反で検挙されると、刑事手続きによる処理が行われ、裁判を受ける仕組みでした。

左表は県内の自転車に関係する事故の推移ですが、死傷者数は毎年4千人を超え、横ばい状態となっています。

さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反があります。これまで自転車の交通違反で検挙されると、刑事手続きによる処理が行われ、裁判を受ける仕組みでした。

青切符の導入の背景と自転車事故の抑止

交通事故件数の総数が減少傾向にある中、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向です。

左表は県内の自転車に関係する事故の推移ですが、死傷者数は毎年4千人を超え、横ばい状態となっています。

自転車に青切符制度が導入

4月1日から、自転車に関する青切符制度(交通反則通告制度)が導入されます。

16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反が検挙対象となり、自動車と同様に交通反則告知書が交付され、反則金を納付する仕組みが整備されます。

自転車通行帯のある道路の通行方法

自転車の通行する空間としては、自動車が走行できない「自転車道(縁石などの構造物で分離された自転車専用の道路)」「普通自転車専用通行帯(車道左側にある自転車専用の車線)」のほか、車道混在型の矢羽根型で路面標示された自転車通行帯があります。

矢羽根型路面標示とは、左の絵のように自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すもので、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせるための補助的な法定外の路面標示です。

市内にも矢羽根型路面標示を一部道路に設置していますが、自転車専用通行帯とは異なり、自動車も矢羽根を踏んで走行することができますので、十分注意して通行してください。



なお、13歳未満の子どもと70歳以上の高齢者、障がいのある人は歩道を自転車で通行することができます。

また、右のような「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合は、全ての人が自転車で歩道を通行できますが、歩道では車道寄りを徐行し、常に歩行者優先で通行してください。



- ### 自転車安全利用五則を守りましょう
- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯

- ④ 飲酒運転は禁止
自転車の飲酒運転は、刑事手続き処分対象です。運転免許を有している人が、酒酔い運転・酒気帯び運転などを犯した場合には、運転免許の効力が停止されることとなります。
- ⑤ ヘルメットを着用
自転車事故死者の多くが頭部の致命傷によるものです。自分自身の命を守るためにヘルメットをかぶりましょう。

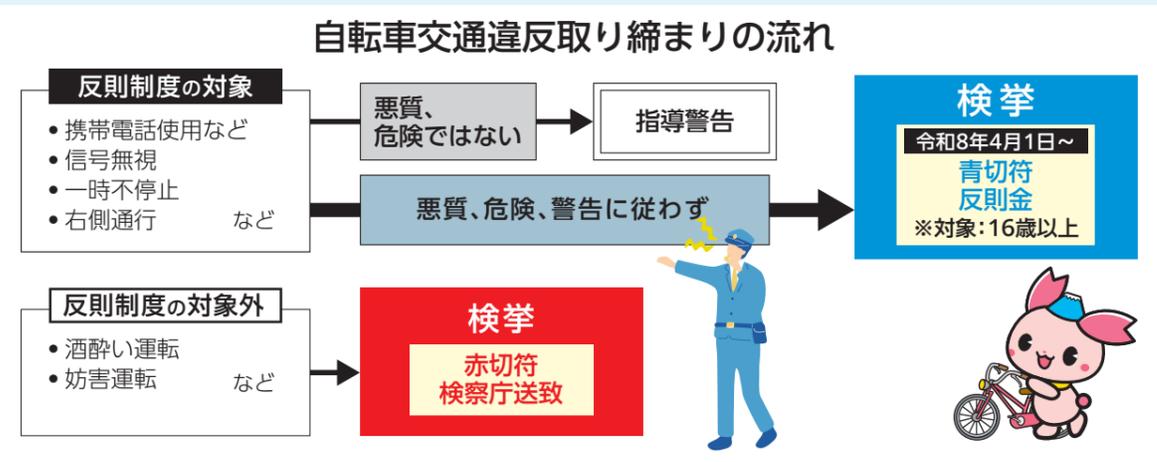
自転車損害保険に加入を

自転車を運転する場合には自転車損害保険などへの加入が義務付けられています。自転車でも、死傷者を出すような重大な事故につながる可能性があります。平成25年には1億円近い損害賠償が発生した自転車事故がありました。まだ保険に加入していない場合は早めに参加しましょう。

悪質・危険な違反が反則金の対象です!

一例

通行区分違反 6,000円 	携帯電話使用など(保持) 12,000円 	二人乗り 3,000円
傘差し運転 5,000円 	イヤホンなどの使用運転 5,000円 	並走禁止違反 3,000円
一時不停止 5,000円 		



>>>>>>>> スランブル方式 <<<<<<<<<



歩車分離式信号交差点

歩車分離式信号交差点とは、信号交差点において右左折する車両と横断歩行者が交錯しないよう、歩行者と車両が通行する時間を分離して、歩行者と車両の交通事故を抑制するための交差点を指します。自転車は車両用信号に合わせて、直進または左折をします。ただし、右折は全ての交差点で2段階右折(常に左端を通って曲がる)となります。

の自転車の渡り方

●歩行者用信号の青で通行する場合は押し歩きで
全ての方向の車両などを同時に停止させ、全ての方向の歩行者などを同時に横断させる「スランブル方式(斜め横断用白線あり)」では、自転車も押し歩く場合に限り、斜め横断が可能です。「歩行者専用現示方式」はスランブル方式と似ていますが、斜め横断は歩行者、自転車ともにできません。

>>>>>>>> 歩行者専用現示方式 <<<<<<<<<

